枕崎市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、枕崎市ホームページに掲載する広告(以下「広告」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類等)

- 第2条 広告の種類は、バナー広告とする。
- 2 広告の掲載位置は、市が指定する位置とする。
- 3 広告の規格は、次のとおりとする。

項目	規 格
縦	60ピクセル
横	170ピクセル
容量	5キロバイト以内
画像形式	G I F形式 (アニメーション不可)、 J P E G、 P N G

(広告の表現基準等)

- 第3条 利用者へ適切な閲覧環境を提供するため、次に掲げる事項を遵守するもの とする。
 - (1) 文字色と背景色の明度差 (コントラスト)を十分に確保するとともに,文字背景に画像や写真を使用する場合は,文字の周囲を縁取る等,文字を読みやすく処理を行うこと。
 - (2) 文字やイラスト等の解像度については、適切な処理を行うこと。

(禁止する表現)

- 第4条 次に掲げる表現は禁止する。
 - (1) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」等,操作手順を模した表現
 - (2) アラートマークを模した表現
 - (3) テキストボックスを模した表現
 - (4) プルダウンメニューを模した表現
 - (5) 市の実施する事業名に類似した表現
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、利用者の意思に反した動きをする表現、又は 利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現

(広告の掲載期間)

- 第5条 広告の掲載は1月を単位とし、掲載期間は1月以上1年以内とする。ただし、掲載期間の終期は、掲載開始日の属する年度の末日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、掲載期間内に広告の掲載者の責めに帰さない理由により枕崎市ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料は、1枠につき、1月当たり8、400円(税込)とする。 ただし、月の途中から掲載する場合は日割計算とし、月額を当該月の日数で除して 得た額に掲載日数を乗じて得た額とする。

(広告掲載の取消し)

- 第7条 市長は、広告の内容等が次の各号に該当するときは、広告の掲載を取り消 すものとする。
 - (1) リンク先のホームページの内容等が、法令に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又はこの要領に違反するとき。
 - (2) その他市長がホームページの広告としてふさわしくないと認めるとき。 (広告の作成経費の負担)
- 第8条 広告原稿の作成経費は、広告の掲載者の負担とする。
- 第9条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(委任)

この要領は,平成19年1月24日から施行する。

この要領は,平成19年5月23日から施行する。 附 則

この要領は,平成29年3月30日から施行する。